

平成26年度 協働研究契約事務処理説明書(戦略的創造研究推進事業 総括実施型研究 ERATO)(大学等) 主な改定事項リスト【詳細版】

連番	ページ数・項番		項目 (事務処理説明書上の見出し名等)	改定概要
1	P7	Ⅱ. 4. 2)	研究経費について	・契約書に当事業年度の研究経費が記載され、予算費目の内訳も明示されることを追加
2	P7	Ⅱ. 4. 3)	複数年度契約の契約期間について	・原則5年を上限とする複数年契約を設定し、毎年度期初の契約変更により延長することを追加(研究計画書及びJST中期計画の範囲内)
3	P7	Ⅱ. 4. 7)	他機関に所属する研究者等や雇用関係のない学生等が協働研究に従事する場合の対応	・協働研究契約等で規定される事項(知的財産権、守秘義務等)が遵守されるための適切な対応について追加
4	P8	Ⅱ. 4. 8)	国公立研究機関における協働研究契約の取扱い	・事前の予算措置等の実施及び予算措置不履行発覚時の取扱いについて追加
5	P8	Ⅱ. 5. 4)	変更届	・「変更届」の項目漏れを修正
6	P9	Ⅲ. 1.	研究経費の執行にあたって	・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」の改定を踏まえて記載内容を修正 ・研究機関による公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況を定期的に文科省に報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務について追加 ・体制整備に不備があると判断された研究機関に対する措置について追加(間接経費の削減、競争的資金の配分停止等)
7	P12	Ⅲ. 3. 2)③iii)c)	留意事項	・エフォート率の説明を補足
8	P13	Ⅲ. 3. 2)③vii)	若手の博士研究員の多様なキャリアパスの推奨	・留意事項を追加(セミナー等に参加した時間の人件費を控除する必要はないが、参加費や旅費の直接研究費への計上は認められない)
9	P15	Ⅲ. 3. 3)	直接研究費の費目間流用	・「直接研究費」と「協働実施経費」の間の流用規定をH25年度で廃止している旨を記載(H25年度版で予告済の事項)
10	P17	Ⅲ. 3. 5)⑤	直接研究費として計上できない経費	・特許関連経費は協働実施経費での計上が原則と明示
11	P18	Ⅲ. 4. 3)	間接経費の主な用途	・間接経費の執行に係る共通指針URLを更新(文科省ページの変更に伴う修正)
12	P24	Ⅲ. 8. 3)	スケジュール	・返還が発生する場合の返還期限日を変更(4月1日迄→3月31日迄)

連番	ページ数・項番		項目 (事務処理説明書上の見出し名等)	改定概要
13	P24	Ⅲ. 8. 3)	スケジュール	・繰越額の確定報告期限日を変更(4月25日迄→4月24日迄)
14	P26	Ⅲ. 9. 4)	留意事項	・関係書類の保存期間を変更 (協働研究契約期間終了後5年間→研究期間終了後5年間)
15	P28	Ⅲ. 12. 1)	公的研究費の管理・監査の体制整備等について	・ガイドライン等に基づき、研究機関の責任において公的研究費の管理・監査体制を整備の上、研究経費の適正な執行に努め、コンプライアンス教育も含めた不正行為等への対策を講ずる旨を追加
16	P29	Ⅲ. 12. 3)	JSTにおける研究開発活動の未然不正防止の取組みへの協力	・平成25年度以降の新規応募による事業に参画する研究者等に対して、研究機関は、研究倫理に関する教材が確実に履修されるよう対応する旨を追加
17	P29	Ⅲ. 12. 4)	公的研究費の管理条件付与および間接経費削減等の措置	・公的研究費の管理・監査に係る体制整備に不備があると判断された機関又は不正の認定を受けた機関に対する改善事項及び履行期限を示した管理条件の付与、管理条件の履行が認められない場合の措置を追加 (間接経費の削減、競争的資金の配分停止等)
18	P29	Ⅲ. 12. 5)	不正行為等の報告および調査への協力等	・研究機関に対して不正行為等に係る告発等があった場合の取扱いについて追加(調査要否の報告、調査方法の協議、調査の進捗状況報告及び中間報告、JSTによる調査への協力、最終報告書期限に遅延した場合の措置)
19	P29	Ⅲ. 12. 6)	不正行為等に対する措置	・不正行為等を行った研究者や善管注意義務に違反した研究者に対して、「申請及び参加」の制限措置を講ずる場合、研究者氏名を含む当該不正事案の概要を原則公表する旨を追加
20	P32	Ⅲ. 13.	各種報告書の提出について	・繰越報告書の提出期限を変更 (4月25日→4月24日)
21	P33	Ⅲ. 14.	研究経費の返還について	・返還期限日の変更(4月1日→3月31日) ・請求書は発行しない旨を追加 ・返還連絡書の提出期限までに1円単位の返還額確定が困難な場合についての対応について追加 ・変更契約を締結し返還する場合の要件を追加(原則として、第3四半期までに研究経費の不要が判明する場合)

連番	ページ数・項番		項目 (事務処理説明書上の見出し名等)	改定概要
22	P36	Ⅲ. 19. 2)	ライフサイエンスに関する研究等について	・例示法令の文書番号を制定時のものに統一した上、最新の改定を確認する旨を追記
23	P37	Ⅲ. 19. 4)	安全衛生管理および事故発生時の報告について	・安全衛生管理および事故発生時の報告について追加
24	P38	Ⅳ 1. 4)	繰越制度利用にあたっての留意事項	・間接経費の繰越額を直接研究費の30%とする場合、繰り越す間接経費の端数処理を「1円未満切り上げ」とすることができる旨を追加
25	P42	Ⅴ. 4.	JSTの産学連携・技術移転関連制度の活用	・JSTの産学連携・技術移転関連制度URLの見直し(総合トップページにURLを集約) ・技術移転総合相談窓口の所在地及び部署名を追加
26	経理様式 1	—	研究実績報告書(兼収支決算報告書)	・当年度における役務提供の完了時点を明確にするため、様式右上の日付を、当年度末日(期中終了の場合は、終了日)とすることを明確化(「平成〇〇年〇月〇日現在」)
27	経理様式 6	—	繰越報告書	・当年度における繰越時点を明確にするため、様式右上の日付を、当年度末日(期中終了の場合は、終了日)とすることを明確化(「平成〇〇年〇月〇日現在」)

※上記の他、文意に大幅な変更の無い修正等があります。